

主権者としての意識を高め、社会参画するための力を育成する授業実践

ー公民科分野での参加型学習を通してー

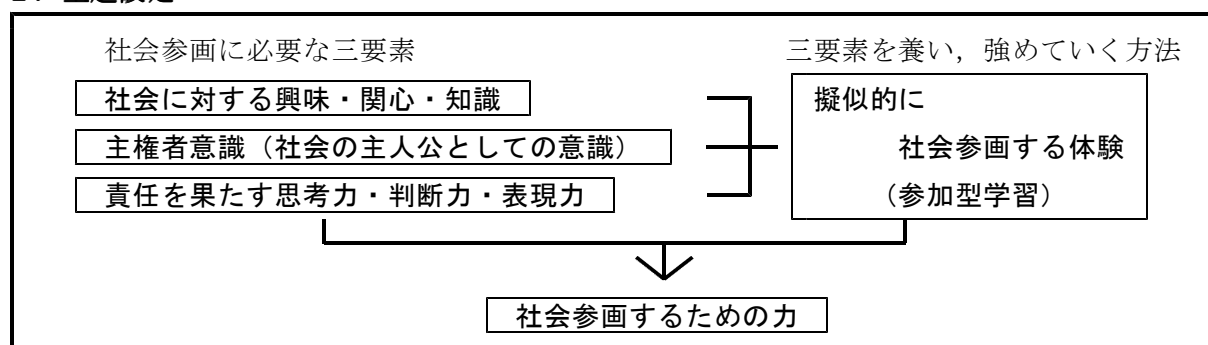
千葉県立〇〇〇高等学校 〇〇〇〇(政治経済)

1. はじめに

平成18年施行された現行の教育基本法では、第二条で教育の目標を五つ具体的に掲げている。その第三号には「正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられており，学校教育として児童・生徒の「社会参画するための力」を育成することが目標とされていることがわかる。そして，新学習指導要領の高等学校公民科・政治・経済の解説においても改善の基本方針として「公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成すること」が重視され，「国家・社会の一員として平和で民主的な社会生活の実現，推進に向けて主体的に社会の形成に参画，協力する態度を育てることが，公民科の究極のねらいである」として再掲された。

勤務校である千葉県立〇〇〇高等学校は，千葉県教育委員会から「進学指導重点校」に指定されており，社会の中核で活躍する生徒の育成が望まれている。大学に合格をさせる進学指導だけでなく，キャリア意識や学問的教養を養い，社会で通用する人材づくりも重視している。具体的には，リベラルアーツ講座と銘打って，土曜日，長期休業中に大学・研究所・企業など外部機関と連携し，生徒の学問的教養を高めるための講座を設定している。本校の教育理念のひとつとして社会参画するための力の育成があると考えられる。

2. 主題設定



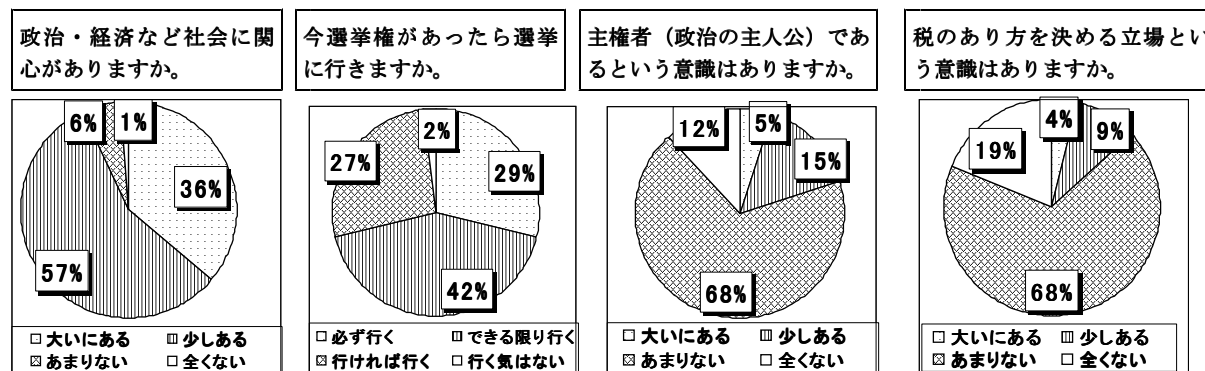
私は，生徒が社会参画するための力を持つためには，図で示すように以下の三つの力を養い，強めていく学習方法が必要であると考えます。

第一に，生徒が社会で起きていることに興味・関心を持ち，社会に対する知識を持つこと。第二に，生徒一人一人が主権者として，社会の，政治の，経済の主人公としての主権者意識を育成すること。第三に，主権者として責任を果たす能力・技能として，思考力・判断力・表現力を育成すること。そして，更にこれら三つの力を養い，強めるために，擬似的にでも社会に参画することを実経験させること。これらがそろふことで，将来の必要な場面において自ら積極的に社会参画することにつながる，と考える。

上記した社会参画するための力に必要な要素を本校生徒がどの程度備えているのかを年度当初に実施したアンケートからみると，学習意欲や将来の目標が高いだけでなく，Q1 Q2にあるように社会に対する関心，選挙への関心も高い。しかし，Q3 Q4にあるように自らが政治の主人公であるという主権者意識や政治を変える主体であるという意識は低いことがわかる。それはなぜか。私は以下のような仮説を立てた。社会で起きている様々な問題は，生徒にとって身近な対

象ではなく、生徒自身に自分の行動が社会を変え、社会をつくるという意識もない。そこで、私は、生徒が様々な問題を自らの問題として捉えて主体的に学習することと、自らの意識が変われば制度や社会が変わることを体験的に学習することが本校の生徒にとって必要であり、生徒の主権者としての意識を育成し、思考力・判断力・表現力を身につけることにつながると考えた。

【生徒アンケート結果・・年次当初実施】



具体的には、主体的、体験的学習として、筑波大学の唐木清志准教授が提唱する参加型学習の手法を利用することを考えた。参加型学習は、学習者が単に受け手や聞き手としてではなく、学習過程に自主的に協力的に参加することを目指す学習方法であり、次の五類型に分類される。

アイスブレイク型（緊張緩和型）	緊張をほぐす コミュニケーション能力育成	他者紹介ゲーム
ブレインストーミング型（情報整理型）	問題の共有化 意思決定能力・価値判断力育成	ウェビング、KJ法、ランキング
オブジェクト型（対象物提示型）	自らの価値観や偏見を自覚する	フォトラングージ、ボクスターセッション
ロールプレイング型（役割演技型）	集団的意識の形成 多様な視点・価値観の形成	ロールプレイング（シミュレーション）
アクション型（行動型）	全てを含み、社会参画へ	フィールドワーク、アクションリサーチ

私は、授業においては、現実の社会参画に近いロールプレイングなどの手法を利用するとともに、授業外の活動を含めた外部との連携を行うアクション型にも挑戦したいと考えている。参加型学習の手法を用いた授業において、生徒が、社会に関心を持つだけでなく、自らが主権者としての意識と、責任を果たす能力・技能としての思考力・判断力・表現力を身につけ、社会の一員として社会参画するための力が育成されたか、検証していきたいと考えている。

3. 本校の公民の教育課程と授業計画

（1）教育課程

3 学年 【必修】現代社会（3 単位） 【選択】政治・経済（2 単位）倫理（2 単位）

本校においては、3 学年の必修の現代社会で政治・経済分野の基本的な内容を学習し、選択の政治・経済では、発展的な学習を行うことになっている。

（2）「社会参画する力」を育成する授業例一覧

主 題	内 容	注	社会参画するための力に必要な三要素の育成
模擬裁判 裁判員制度を学ぶ 授業実践 1	年間の導入として、裁判員制度を含めた日本の司法について学んだのち、架空の事件を題材とした模擬裁判を実施して班別に判決を下す。（ロールプレイング型）	○ ● ◎	裁判員制度をロールプレイで学ぶことで、興味・関心を引き、自ら判決を考えることで主権者としての責任感を身につける。また、模擬裁判は思考力・判断力・表現力を身につける格好の教材である。
民主主義の 原理と学校	民主主義の原理を学び、その原理が自らの学校の自治（生徒会やクラス代表システム）にどう活かされているのかを考える。	○ ●	学校という身近な場所を取り上げることで、社会と現在の生活との関係を明らかにし、社会参画への意識を高める。
日本の防衛政策討論	日本の平和主義の理念及び安全保障政策を学んだのち、安全保障の考え方 7 つを提示して、生徒に選ばせて意見ごとに主張をまとめて討論会を実施する。（アクション型）	○ ● ◎	現実の問題を自分のこととして討論すること、他者の意見を聞くことで、興味・関心を高め、当事者意識から主権者意識を育成する。自分の意見を主張することで、思考力・判断力・表現力の育成にもつながる。
信教の自由の 判例を考えよう	3 人 1 組で各々の事例において信教の自由が認められるかどうか、政教分離の原則違反	○ ●	人権の条文、判例を紹介するだけでなく、人権に関する判例を自ら考え、他者の意見を聞くこ

	反かどうかを、自分が裁判官になったつもりで判断していく。(ロールプレイング型)	◎	と及び討論することで、興味・関心を高め、主権者意識を育成する。さらに、裁判所の判決を分析することで思考力、判断力を育成する。班別討論やレポート等で表現力の育成も行う。
不合理な差別と合理的区別(平等権)	民法の非嫡出子相続問題と交通事故死の男女逸失利益裁判の2つを取り上げ、不合理な差別と合理的な区別の違いを実際の判例をもとに考察する。(ロールプレイング型)	○ ● ◎	
発明の対価はどの程度か(知的所有権)	青色発光ダイオードを題材に班ごとに発明の対価と理由を考えさせ、日本の労働慣行との関係を考察する。(ロールプレイング型)	○ ● ◎	
地方自治を考える：条例をつくらう 授業実践2	自分の住んでいる市町村の現状や問題点を考察し、地方自治体において必要とされる条例を班別に作成し、プレゼンテーションを行う。(アクション型)	○ ● ◎	最も身近な存在である地方自治への直接的な関わり方から社会参画を学ぶ。興味・関心を高め、地域の住民意識を身につけ、条例を制定する過程で思考力・判断力・表現力を育成する。
選挙制度を知る	実際の衆院選挙の方法であるドント式の議席配分や重複立候補・惜敗率による当選者決定の仕方をシミュレーションで考察する。	○ ● ◎	国民が社会参画する最大の機会には選挙である。実際の選挙について、政策について学ぶことで興味関心を持ち、主権者意識を高めることになる。選挙制度やマニフェストで政策を吟味することは、思考力・判断力・表現力の育成につながる。模擬投票は擬似的社会参画体験である。
理想の選挙制度とは	選挙制度の長所、短所を考え、理想の選挙制を考察する。	○ ● ◎	
マニフェスト・マッチ(模擬投票)	実際のマニフェストを比較して自分の意見を考え、投票所を用意して模擬投票を行う。(ロールプレイング型)	○ ● ◎	
これからの国際社会	国際社会の向かう可能性を提示して、現実に向かう可能性はあるか想定する。持ち点制で考察する。	○ ● ◎	地球市民として国際社会の中でどのように行動していく必要があるかを考える。国際社会の一員としての意識をつくることは国家の主権者意識をつくることにもつながる。
所得税の計算と税制を考える 授業実践3	日本の税制に関する説明の後、所得税の計算方法を学び、実際に計算して、負担感を実感させる。その後、理想の税制を考察する。(ロールプレイング型)	○ ● ◎	税の集め方、使い方の両方を体験的に学ぶことで、興味・関心を高める。特に納税者意識が弱い原因とされる所得税の源泉徴収のしくみを学習することで納税意識を高め、使い道を考えることで主権者意識につなげる。班別討論を通じて思考力・判断力・表現力を育成する。
授業仕分け体験 授業実践3	班別になり、実際の事例に基づき事業仕分けを体験する。(ロールプレイング型)	○ ● ◎	
ディベート	政治経済に関係するテーマを設定し、班別でディベートを行う。	○ ● ◎	自分の考えをしっかりと提示することができることで思考力・判断力・表現力を育成し、社会参画する力を育成することにつながる。

注・・・○は思考力・判断力・表現力を育成、●は主権者意識を作り上げる。◎は参加型学習。

4. 評価規準

新学習指導要領の目指す評価は、生徒一人一人の学習の状況を以下の表で示した四つの観点から評価して、それをもとに最終的に評定として総括する。評価規準として示した四つの観点は授業実践を通じて生徒に身につけさせたい力であり、それをより具体的に学習活動において何を重視して評価するかを明らかにするものである。私は前述した社会参画に必要な三要素を身につけ、参加型学習を行うことで、社会科（公民科）のねらいである四つの観点を達成することができ、社会参画するための力を身につけることになる考える。

評価の観点	評価規準
「関心・意欲・態度」	・様々な政治、経済、社会の問題を自分のこととして主体的に考えることができたか。 ・擬似的に社会参画する体験（参加型学習）に積極的に取り組むことができたか。
「思考・判断・表現」	・社会問題に対して、自分の考えだけでなく、他者の考えも踏まえた上で判断できたか。 ・しっかりと根拠を持って考え、国家・社会において必要な判断を下すことができたか。 ・自分の考えを言葉や文章などで他者にしっかりと伝えることができたか。
「技能」	・自分の考えをまとめる上で様々な資料を探し、読み取ることができたか。
「知識・理解」	・政治経済の仕組みや法内容を正しく理解し、興味関心を高めることにつながっているか。

* 高等学校新学習指導要領の評価の観点は平成25年度から実施であるので、中学校新学習指導要領を参考に作成した。

5. 授業実践

(1) 裁判員裁判の模擬裁判（ロールプレイング型参加型学習）を利用した授業実践

ア 授業のねらい

裁判員制度は、裁判への市民感覚の導入が本来の目的であるが、裁判員制度に自らが参加して主体的に判決を下すことは主権者意識をつくることにも効果があると考え。模擬裁判の実践は、法や裁判員制度について理解させるだけでなく、生徒の思考力・判断力・表現力を育成する題材としても有効で、擬似的に社会参画する体験そのものでもある。

イ 指導案

ミニ法廷の様子



前時に司法改革の授業で裁判員制度の説明，導入の意義を扱い，モデル事件も紹介する。本時ではそのモデル事件を利用して模擬裁判を行う。実施は以下の手順で行う。

＊1時間で実施用。評議の時間を多く取り，2時間で実施することも可能である。

	指導内容	学 習 活 動	指導上の留意点
導入 2分	学習内容の確認	・本時の学習内容が「国民の司法参加」であり，裁判員裁判の模擬裁判を行うことを確認する。	・教室にミニ法廷をつくる。 ・プリント資料配付。
展開 1 15分	裁判概要の確認	・資料1を利用して，裁判の概要を確認する。 ・今回の裁判の争点（罪状と量刑）を確認する。 ＊罪状 検察（殺人罪）弁護（傷害致死罪）	・自らが裁判員になったつもりで聞かせる。 ・刑法の規定を確認させる。
展開 2 10分	裁判の実施	・資料2の模擬裁判の台本にそって，読み合わせる。 【1】検察側冒頭陳述 【2】弁護側冒頭陳述 ：検察側，弁護側ともに裁判の方針を述べる。 【3】弁護側証人喚問（被告人の夫） 【4】検察側証人喚問（被害者の妻） ：方針の根拠を示すため証人に話を聞く。 【5】弁護側被告人尋問 【6】検察側被告人尋問 ：被告人本人から話を聞く。 【7】検察側の論告求刑 【8】弁護側の最終弁論 ：それぞれが最終的な主張を行う。	・教室をミニ法廷に見立てる。 ・生徒を役に指名，役の生徒には，その役になったつもりで演じさせることで表現力を育成する。 ・役以外の生徒も，裁判員，被告の家族，被害者の遺族，マスコミなど役割をくじで引かせて聞かせることで立場によって裁判の意味が変わることを実感させる。 ・証拠を示す（凶器）。
展開 3 25分	評議の実施	【個人】裁判員としての立場で班での評議に入る前に罪状と量刑を考え，提出プリントに記入する。 【グループ】5人1班で，1人ずつ罪状（殺人罪か傷害致死罪）についての意見及び理由を述べ，議論し，罪状を決定する。 【個人】罪状が決定したら，量刑を罪状に合わせて考える。（罪状が変わっている生徒がいるので） 【グループ】5人1班で，1人ずつ量刑についての意見及び理由を述べ，議論し，量刑を決定する。	・裁判員として5人1班をつくる。 ・裁判の内容や知識を活用して，罪状・量刑を考えることで，思考力・判断力を育成する。 ・班から出た質問は，可能な限り受け付ける（裁判官の立場で）。 ・時間を区切り，最終的には多数決で決める。（多数決の決め方説明） ①裁判員が必ず1名含まれる。 ②重い刑罰から順番に考えて，過半数を越えた時点の刑罰とする。
まとめ 8分	班別発表 場面設定による振り返り	・各班の罪状・量刑を黒板に書き，理由を発表する。 ・班の判決を2つの場面設定により振り返る。 場面設定①「判決後，被害者の子供が『パパを返せ！』と泣き叫ぶ。」 場面設定②「判決後，被告の子供が『ママ，ママ』と被告にすがりつこうとする。」 （模擬裁判の役割分担に戻り，コメントを考え，マスコミ役がインタビューする方式もあり。） ・提出プリントに感想等を記入し，提出する。	・発表の準備を黒板に行っておく。 ・映像があれば，より効果的である。 ・生徒に場面設定により，どう感じたのか，提出プリントに記述させる。 ・振り返りやインタビューにより，自分たちの下した判決が多くの人の感情を揺さぶることを理解させ，裁判員制度の重みを感じることで主権者意識を作り上げる。

ウ 資料

資料1 裁判員制度における模擬裁判モデル事件の概要

- モデル事件
- ①事件を起こる事情・背景
〇〇市のA家とB家は，近隣トラブルを抱えていた。A家では父親がお酒が好きで飲んで大声で騒ぐなどの行為が見られた。B家には，小さな子どもがおり，B家よりA家に苦情が寄せられていた。しかし，一向にA家の騒音はなくならなかった。B家の妻は，警察・市役所に相談するが，その他の家からの苦情等はなく，警察・市役所は取り合わなかった。
- ②両家の家族構成
A家・・・父親・母親・小学生の子供1人。働き手は，父親であり，母親は専業主婦。
B家・・・父親・母親・子供2人（幼稚園生・赤ちゃん）。働き手は，父親であり，父親は海外へ単身赴任。
- ③事件
事件は，夜9時A家の騒音を注意しにB家の妻が赤ちゃんをおんぶして，幼稚園児の子どもをつれてA家のチャイムをならした時に起こった。酔って出てきたA家の夫に対し，B家の妻は強く抗議した。A家の夫は，B家の妻を追い払おうとし，B家の妻を押した。B家の妻はよろけて転び，子どもにぶつかった。転んで泣き出した幼稚園児と赤ちゃんの声にB家の妻は逆上，すぐ目の前，家の前の道路に転がっていた割れてとがったビンをつかみ，A家の夫を3回刺した。A家の家族が警察に連絡，救急車を呼ぶが，A家の夫は，病院で出血多量で死亡した。
- ④罪状の可能性・・・殺人罪・傷害致死罪・正当防衛で無罪
（殺人罪に対する刑罰）死刑，無期懲役，5年以上の有期徒刑 （傷害致死罪に対する刑罰）3年以上の懲役
＊執行猶予制度・・・懲役3年以内なら執行猶予をつけることができる。
- ⑤これまでの裁判の判例
殺人で執行猶予がつく過去の事例は，非常に少ない。

⑥被告側の状況

- ・被告の夫は今回の件で会社を解雇となり、収入がなくなった。
- ・被告の夫は長い単身赴任で子供の面倒を見ることになっていず、子供と離れて暮らしており、子供は母親を求めている。
- ・被告は、夫が長期間いなくて、精神的に不安定であった。
- ・刺したときは、押されて子どもがなき叫び、わけがわからなかった。
- ・相手の子どもの姿をみて、現在は本当に反省している。遺族に謝罪の手紙を書いている。
- ・普段は穏やかであり、他の家とのトラブルはない。

⑦被害者側の状況

- ・収入の担い手である夫を失い、家族の未来は厳しい。
- ・お酒を飲んで騒ぐことはあったが、10時程度まで、毎日ではなかった。
- ・酒癖は悪く、騒いでいるときは大きな声であった。
- ・子ども思いの父親で、子どもは父親を慕っていた。

⑧世論・マスコミ

- ・被告に同情的な報道が多く流れ、被告に同情的な反応が多い。

⑨凶器・・・割れてとがったピン



*ペットボトルで作成

資料2 模擬裁判のシナリオ

＜検察側被告尋問＞

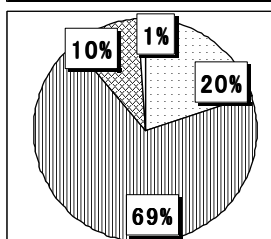
検察官「事件を起こす前は、被害者に対してどのような気持ちを持っていましたか？」
 被告人「許せないという気持ちでいっぱいでした。」
 検察官「殺してやりたいと思ったことはありませんか？」
 被告人「そこまでは思いませんでした。」
 検察官「市役所に相談したときに、『殺してやろうと思うときもある』と相談してますよね。」
 被告人「それは、何とかしてもらおうと……。本当にそう思ったわけではありません。」
 検察官「なぜ3回もさしたのですか？」
 被告人「わかりません。すいません。(被告人・・・涙を流す。)」

上記はシナリオの一部である（その他のシナリオは省略）。授業案にある【1】冒頭陳述から【8】最終弁論までシナリオを作成し、今回の授業では生徒に提示した。ただし、【1】から全てを生徒に考えさせる授業（高校生模擬裁判選手権で実施）やシナリオで授業を進め最後の【7】論告求刑【8】最終弁論を考えさせる授業（リベラルアーツ講座で実施）も実施可能である。

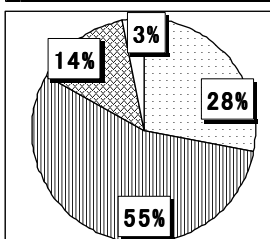
エ 考察

【生徒アンケート結果・・・模擬裁判により社会参画するための力の三要素がいかに身についたのか】

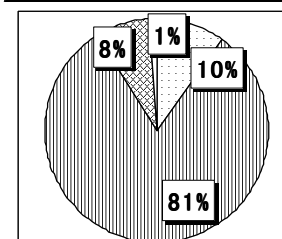
社会に対する関心は高まりましたか。



主権者意識は高まりましたか。



思考力・判断力・表現力の育成になったと思いますか。



□ 大いに高まった(大いになった) ■ 高まった(なった)
 ▨ あまり高まらなかった(あまりならなかった) □ 高まらなかった(ならなかった)

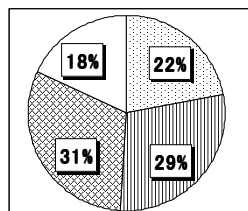
生徒感想

- ・思考力、判断力をつけることにに関して模擬裁判はすごく良い。裁判に対して親しみを感じた。
- ・人の人生を左右する判断をする時はやはりよく考えるし、真剣になる。自分も裁判員になったつもりで本気で考えることができた。
- ・社会に参画するための思考力・判断力は、大人になってからちょっとやそっとでは身につかないものだと思うので、参加型の授業をやるのはいいことじゃないかと思う。

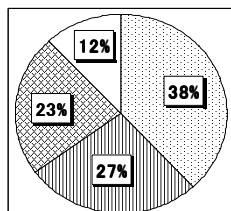
【生徒アンケート結果・・・模擬裁判の実施による裁判員制度に対する意識変化】

裁判員に選ばれるか

授業前



授業後



- 責任は重い(積極的にやってみたい)
- 国民の責務なので自信がないがやろう
- ▨ 嫌だけど仕方ない
- 絶対嫌、やりたくない

生徒アンケートをまとめると、法や裁判員制度についての理解度が上がり、裁判員に選ばれたら自らが主体的に関わろうとする意識も実施前より高まっている。しかし、責任の重さを感じ、関わりたくないとする生徒も見られた。真剣に捉えた結果であると考えられる。また、場面設定による振り返りの場面で被害者、加害者家族の感情に裁判員がぶつかっても、自分の班の判決を妥当であるとする生徒が多数である一方で、裁判員制度の難しさを述べた生徒もいた。

裁判や裁判員制度の問題点を理解させる意味では、班ごとに与える情報を変えると結果が変わること（次頁表1参照・・・殺意の考え方を伝えと、傷害致死罪を選ぶ班が減り殺人罪を選ぶ班

が増える) から、裁判官の与える影響を考察させることができた。

表1 模擬裁判の評決の結果 平成21年度3年生 3クラス23班

①普通に評議をしたクラスー2クラス	傷害致死罪 10班	66.7%	殺人罪 5班	33.3%
②殺意(未必の故意)について指摘ー1クラス	傷害致死罪 3班	37.5%	殺人罪 5班	62.5%

今回の模擬裁判では罪状の認定と量刑を争っているが、殺人罪か傷害致死罪かの判断は、被告の行為がどのような罪状にあたるのかを根拠を持って考えなければならず、評議の中で生徒の思考力・判断力が育成されていくのを感じた。量刑に関しても、様々なことをふまえて判断することになり、生徒は判断することの重さを感じていた。一方、有罪・無罪を争う裁判では、証拠の見方や証言の信憑性が問題となり、こちらも思考力、判断力の育成が期待できる。形態や内容によって様々な学習効果を得ることができ、模擬裁判は効果的な授業形態であると考えられる。

オ アクション型参加型学習としての模擬裁判(授業外の発展学習)

授業外のリベラルアーツ講座において生徒、保護者、一般市民から参加者を募り、千葉地方検察庁の協力を得て、2時間程度の模擬裁判を実施した。保護者や公募の一般市民を含め幅広い世代が討議に参加することで単なるロールプレイングの枠を越えたアクション型の模擬裁判に位置づけることができる。また、3年生を中心に弁護士会主催の模擬裁判高校生選手権関東大会に参加した。この大会は、裁判員としての評議を中心に行う台本のある模擬裁判ではなく、供述調書など証拠から参加者が検察側(検察官・証人)、弁護側(弁護士・被告)に分かれ裁判を作り上げていくものである。準備段階で支援弁護士・検察官の指導が入り、より実社会に近い要素も持つ。証拠をどうみるか、チームで考え、法廷での伝え方を工夫することは、思考力・判断力・表現力の育成が期待できるものであった。授業がスタートとなり、発展的に授業外活動を行うことで社会参画力を養うことになる。右は、生徒の感想である。



高校生模擬裁判選手権(被告人尋問)

授業の感想

・幅広い年代の人々の意見を聞くことができ、様々なものの見方や人生観を感じることができた。
・人を裁くことの難しさ、みんなで見え方を上げることの難しさを感じることができた。選ばれた時に前向きに取り組もうと思う。
・一つの事実は様々な解釈可能であり、証拠を検討していく中で、一つの証拠が解釈の仕方によって双方に有利になることを改めて実感しました。

(2) 条例づくりを題材にした授業実践

ア 授業のねらい

地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれる。生徒が社会参画を疑似体験する上でも最も身近な教材となる。そこで自分達が住む市町村の条例を題材に授業を行った。生徒に様々な条例を調べさせる。その上で、自分の市町村に必要な条例を提案をさせ、それを審議する授業を展開する。

イ 授業概略<条例をつくる>・・・【1】～【3】2時間【4】1時間

【1】条例調べ・・・導入

・日本の条例で面白い・興味深いと思うものを調べさせて発表させ、最も興味深い条例を投票で決定。

【2】条例の成立過程、どのような種類の条例があるか、主な条例の内容紹介。

【3】班別に自分たちの住んでいる地域(市町村)に必要な条例を考える。

①班を編成する。住んでいる市町村を確認して、同じ市町村ごとに人数も含めて自由に班を編制する。

②自分の市町村の問題点は何か、自分たちがどのようなテーマで条例を考えたいか、を確認する。

③具体的な条例を考え、文章化する。

<条例の名前・必要な内容を確認。条文のひな形をもとに条文をつくる。条例の制定理由を考える。>

【4】自分たちの条例を発表。

・班ごとに考えた条例のプレゼンテーションと質疑応答。

・個人個人でそれぞれの条例に評価を加え、投票(紙面で)で条例大賞を決定。

ウ 授業の結果

a 興味を引かれた条例の結果

- 第1位 朝ごはん条例・・・朝ごはんを食べることを推進する朝ごはん運動を町、町民の協力で行う。（青森県鶴田町）
 第2位 豪邸条例・・・地域の景観を守るためにある一定以上の敷地の一戸建てのみに建築を許可。（兵庫県芦屋市）

b 生徒が作成した主な条例一覧

条 例 名	市町村	内 容
①給食条例（給 shock 条例）	柏市	給食をセンター形式から自校式に変え、温かい給食を提供。栄養士リール制度。
②柏市風俗取り締まり条例	柏市	風俗店の営業が許される地域を指定し、路上での声かけ禁止。罰金あり。
③レイルで柏を元気にする条例	柏市	柏市をレイルで元気にする。4月8日をレイルの日として市主催無料試合実施。
④タバコ規制・完全禁煙条例	柏市	健康に害のあるタバコの規制を強化して、8年後には完全禁煙の市を目指す。
⑤柏市条例遵守委員設置条例	柏市	市民が条例を遵守していることを監視する委員設置。市長選出。給料あり。
⑥みんな見てますよ条例	松戸市	多発する犯罪防止のため、市による防犯グッズ補助金と毎日の見回りを規定。
⑦センパ条例	流山市	流山セントラルパークに呼称統一、知名度をUPし、駅前の活性化を図る。
⑧ふるさと市民条例	野田市	市町村合併した野田と関宿の一体化を図る。学校での相互遠足。郷土史学習。
⑨参政促進条例（参政券条例）	印西市	投票率UPのため、投票者に市内店舗の参政券（1割の割引券）を配布。
⑩印西市活性化条例	印西市	市北部で使用可能な北総線運賃の5割にあたる地域通貨発行で経済の活性化。

c 柏市条例遵守委員設置条例・・・柏市在住男子5人の班。

（目的）第二条 この条例は、2010年11月1日現在、柏市に規定されている全ての条例とこれ以降に規定されている全ての条例を確実に遵守し、条例として規定されている一切の料料、懲役などの処罰を履行することを目的とする。

（定義）第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該号に定めるところによる。

（1）（2）省略

（3）条例遵守委員 柏市全域において、全ての市民が条例を遵守していることを監視する役割を担う委員。

（本市の責務）第三条 （市民等の責務）第四条 省略

（条例遵守委員の設置等）第五条 条例遵守委員に関して、それぞれ当該各号に定める。

（1）（選出等）この条例の施行に関し必要な条例遵守委員は、柏市長が2人以上の人員を選出し、必ず常に2人以上の人員を柏市内に存在させなければならない。（略）もし、条例遵守委員として問題があると判断した場合は、市長が議会の了承を必要とすることなく解任することができる。

（2）（任期等）条例遵守委員の任期は、最高で5年までとする。それ以上の年数に渡って同じ人物を遵守委員に起用する場合は、議会において出席議員の過半数に認められなければ、起用することができない。

（3）給料等 （4）責務等 （省略） 附則 この条例は、2010年1月1日より施行する。

エ 考察

生徒の班別討論の様子を観察すると、戸惑いながらも同じ市町村に住んでいる者同士の間で徐々に市町村の問題点や不満が出てくるようになった。市町村としてのモットーや市のアピールに関するものから、具体的な問題を解決するための条例まで様々な条例が考えられていた。在学校の位置する柏市に関しても、③のような市のアピールに関するものから、①②④⑤のような具体的なものまでである。①の給食条例は、柏市と沼南町の合併により自校式と給食センター方式、市内に2つの制度が存在することの解決策を示しているが、街頭での署名活動を見かけたことがヒントになっている。⑤の条例遵守員設置条例は、条例が守られないことに対する解決策で、面白いアイデアと評判であった（cに掲載）。他の自治体に関する条例でも興味深いものが見られた。⑦のセンパ条例は、駅名と流山運動公園の名称がいまだ異なることに目をつけ、セントラルパークを正式名称として、駅前の活性化を図る条例であるが、生徒は調べる段階で駅前の土地利用について直接市役所に問い合わせをしている。⑧の野田市の条例は、市町村合併に伴う問題を取り上げており、野田地区と関宿地区に住む生徒が、両地区一体化が野田市の最大の課題であると考え真剣な議論が見られた。最も議論が盛り上がったのが⑨の参政促進条例についてであった。その時の質疑応答を以下にまとめる。

<質問>投票することで割引券がもらえるようになると、安易に投票するようになるのではないですか。
 →<発表班>投票率が50%を割るような状況であるので、まずは投票率をあげることが大事だと思います。

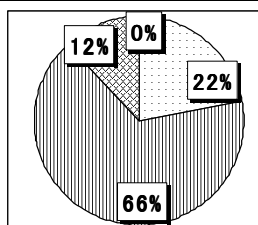
<質問><松戸市で以前、投票した人達でくじを行い、国に指導を受けたことがあると聞いたことがあります？
 →<発表班>・・・。そんなことを言っている場合ではないと思います。 *同様な質問多数

最も具体的であったのが⑩の印西市活性化条例であり、市北部（成田線沿線）と南部（千葉ニュータウン）の発達の差と交通の問題を解消する条例案であった。以下はその概略である。

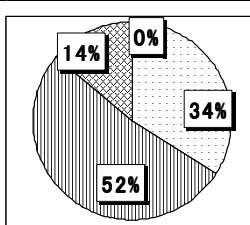
- 【1 現状の問題】①市北部・・・開発が遅れる。南部・・・発達。②成田線・・・本数少ない。北総線・・・運賃高い。
 【2 対策】①南北のバスを無料化、本数を増やす。②北総線運賃の 5 割を地域通貨（北部地域店舗で使用可能）で発行。
 ③北部に商業施設誘致。④財源は、「北総線通学定期購入補助費及び木下駅整備費用」をあてる。
 【3 意図】①北総線実質値下げ。②南部住民が北部へ買い物・・・市の交流。③北部活性化・・・成田線複線化。

【生徒アンケート結果・条例作成により社会参画するための力の三要素がいかになされたのか】

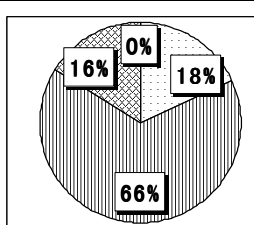
住んでいる市町村への関心は高まりましたか。



主権者としての市町村住民意識は高まりましたか。



思考力・判断力・表現力の育成になったと思いますか。



- ☐ 大いに高まった (大いになった)
☐ 高まった (なった)
☒ あまり高まらなかった (あまりならなかった)
☐ 高まらなかった (ならなかった)

上の 3 要素に関するアンケートから考えても 8 割以上の生徒が市町村への関心、住民意識が高まり、思考力などの育成につながったと答えている。生徒が直接市に問い合わせをしたり、今まで気がつかなかった街頭の署名活動に気がついたり、生徒の行動や意識に変化をみることができた。条例を作る過程において、生徒は自分の考えや行動によって社会が変化するかもしれないとの意識を持ったのではないか。以下の生徒の感想からもその様子は、見て取ることができる。

- ・自分と市との距離は思ったより近いと感じた。多くの人が市との距離感を短く感じたらみんな政治に興味を持つと思う。
- ・日々の生活を過ごす地元の町なのに、国政に比べて地方自治への関心は薄いと感じた。国という単位で考えることは重要だが、自分たちの市町村の活力が失われてはならない。地方自治・まちづくりへの関心を持たねばならないと感じた。
- ・条例など当初は興味がなかったが、自分が住んでいる地域の特徴や問題点がいろいろと見えてきた。また、条例を作成した後そのアイデアをアウトプットすることにも大きな意味があると思った。他者に自分のアイデアをぶつけることで自分には気づくことがなかった疑問点や修正点を新たに発見できた。

(3) 税の集め方と使い方を題材にロールプレイングやシミュレーションを利用した授業実践 ア 授業のねらい

国民の主権者意識が低い要因の一つとして納税制度があると言われている。日本では、サラリーマンは申告納税ではなく源泉徴収方式を取っているため、どのように税が徴収されているのか納税者自身が十分に理解していない。納税者意識を構築することで、主権者意識をつくることを目指す。具体的には、税の集め方をシミュレーションで体験、班別で理想の税を考える。そして、事業仕分けの手法を用い、使い道を考えることで、税の入口から出口までを通して考察させる。

イ 授業の手順

- 1 時間目 日本の税の成り立ちと税の基本知識
 2 時間目 所得税のシミュレーション体験（年収別の納税額の実感） 授業案
 3, 4 時間目 理想の税制の検討（班別に様々な条件設定で理想の税制を考えさせる。） 授業概要<1>
 5 時間目 事業仕分けのロールプレイング（班別に行う） 授業概要<2>
 その後 ディベートで、税について扱う。 授業概要<3>

ウ 授業案（所得にかかる税の計算シミュレーション体験）

	指導内容	学 習 活 動	指導上の留意点
導入 5 分	学習内容の確認	・ 本時の学習内容が所得税の計算であることを確認する。	・ 電卓を持ってくるか確認。 ・ プリント資料配付。
展開 1	課税対象所得の計算法	・ 資料 1 を利用して、給与所得控除・所得控除の説明をして課税対象所得の考え方を理解する。 課税対象所得 = 所得（年収）－ 給与所得控除 － 所得控除	・ 資料 1（表 1・表 2）を使用して説明。 ・ あくまで給与所得者（サラリーマン）の計算方式であることを確認。
10 分			

		【年収 800 万，妻・子供 2 人の場合で計算】 <給与所得控除> $800 \text{ 万} \times 10 \% + 120 \text{ 万} = 200 \text{ 万}$ <所得控除> 基礎控除 38 万，配偶者控除 38 万，扶養控除 $38 \text{ 万} \times 2$，保険控除 70 万 計 222 万 *課税対象所得 $800 \text{ 万} - 200 \text{ 万} - 222 \text{ 万} = 378 \text{ 万}$ ①所得全てが課税対象とならないことを理解する。 ②給与所得控除が，仕事の必要経費を非課税とする制度であることを理解する。 ③所得控除が生活費にあたる費用を非課税とする制度であることを確認する。（低所得者に対する配慮であることを理解する。）	・自営業者の課税対象所得の出し方も簡単に紹介。 ・年収 800 万がどのくらいの月収・なのかイメージをわからせる。 ・給与所得控除は計算式があることを確認する。（自分で必要経費を計算してもよいことも紹介） ・所得控除の具体的中身についても説明する。 ・所得控除の事例に挙げた以外の控除も紹介する。																																
展開 2 10分	・超累進課税方式の計算法	・資料 1 を利用して，課税対象所得に税率をかける方式を理解する。 ①税率<所得税（国税）+住民税（地方税）>を確認する。 ②超累進課税方式を理解する。（税率：資料参照） 【年収 800 万の課税対象所得 378 万の場合で計算】 195 万以下 $195 \text{ 万} \times 15 \% = 29 \text{ 万 } 2,500 \text{ 円}$ 195 万～330 万 $135 \text{ 万} \times 20 \% = 27 \text{ 万}$ 330 万～378 万 $48 \text{ 万} \times 30 \% = 14 \text{ 万 } 4,000 \text{ 円}$ *所得にかかる税 $29 \text{ 万 } 2,500 \text{ 円} + 27 \text{ 万} + 14 \text{ 万 } 4,000 \text{ 円}$ $= 70 \text{ 万 } 6,500 \text{ 円}$	・資料 1（表 3）を使用して説明。 ・計算方式が間違いやすいことを強調する。 ・納める側からすると所得にかかる税が所得税+住民税であることを確認する。 ・例に従って年収 800 万で計算してみる。 ・超累進課税方式によって，不公平がないような税制になっていることを確認。																																
展開 3 20分	・所得税の計算	・年収別の課税対象所得，所得にかかる税と負担率を計算する。【条件：妻・専業主婦，子供（扶養家族）：3 人で給与所得控除 260 万と設定する】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年収</th><th>課税対象所得</th><th>所得にかかる税</th><th>負担率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 400 万円</td><td>6 万円</td><td>9,000 円</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>② 800 万円</td><td>340 万円</td><td>59 万 2,500 円</td><td>7.3%</td></tr> <tr> <td>③ 1,200 万円</td><td>710 万円</td><td>170 万 7,000 円</td><td>14.2%</td></tr> <tr> <td>④ 2,000 万円</td><td>1,470 万円</td><td>478 万円</td><td>23%</td></tr> <tr> <td>⑤ 5,000 万円</td><td>4,320 万円</td><td>1,880 万 2500 円</td><td>37.6%</td></tr> <tr> <td>⑥ 1 億円</td><td>9,070 万円</td><td>4,255 万円</td><td>42.5%</td></tr> <tr> <td>⑥ 10 億円</td><td>9 億 4,570 万</td><td>4 億 7,005 万円</td><td>47%</td></tr> </tbody> </table>	年収	課税対象所得	所得にかかる税	負担率	① 400 万円	6 万円	9,000 円	0.2%	② 800 万円	340 万円	59 万 2,500 円	7.3%	③ 1,200 万円	710 万円	170 万 7,000 円	14.2%	④ 2,000 万円	1,470 万円	478 万円	23%	⑤ 5,000 万円	4,320 万円	1,880 万 2500 円	37.6%	⑥ 1 億円	9,070 万円	4,255 万円	42.5%	⑥ 10 億円	9 億 4,570 万	4 億 7,005 万円	47%	・条件をしっかりと確認する。 ・教室を机間巡視して，やり方がわからない生徒を個別に指導する。 ・年収 400 万円についての生徒の反応「少なすぎる。間違っている等」を見逃さないで取り上げる。 ・年収が上がるほど負担率が上がることを確認する。 ・それぞれ年収の立場で考えさせ，納税者意識意識，主権者意識をつくり上げる。
年収	課税対象所得	所得にかかる税	負担率																																
① 400 万円	6 万円	9,000 円	0.2%																																
② 800 万円	340 万円	59 万 2,500 円	7.3%																																
③ 1,200 万円	710 万円	170 万 7,000 円	14.2%																																
④ 2,000 万円	1,470 万円	478 万円	23%																																
⑤ 5,000 万円	4,320 万円	1,880 万 2500 円	37.6%																																
⑥ 1 億円	9,070 万円	4,255 万円	42.5%																																
⑥ 10 億円	9 億 4,570 万	4 億 7,005 万円	47%																																
まとめ 5分	・主権者として	・職業別，企業別年収の資料を見て，将来の自分の年収を想定して所得にかかる税を考える。	・職業別・企業別年収の資料配付。																																

エ 資料

資料 1 所得税の計算

日本の所得税は，累進課税方式である。現実にはどのように課税されているのか。サラリーマンで考えてみよう！

方法： <1>収入－給与所得控除－所得控除＝課税対象所得 <2>超累進課税率により課税

<1>①②の順に計算し，課税対象所得を出しましょう。

①給与所得（収入）より給与所得控除を差し引く・・・給与所得控除は表 1 の表で計算。

*給与所得控除とは，自営業で考えれば必要経費にあたるものです。

②さらに所得控除を差し引く・・・所得控除は表 2 の表を参考にして計算。

*所得控除とは，低所得者の税負担を軽減するため条件に応じて生活費相当分の所得を非課税とする制度です。

表 1 給与所得控除計算式

収入	控除額
162 万 5 千円以下	65 万円
180 万円以下	収入 $\times 40 \%$
360 万以下	収入 $\times 30 \%$ + 18 万円
660 万円以下	収入 $\times 20 \%$ + 54 万円
1,000 万円以下	収入 $\times 10 \%$ + 120 万円
1,000 万以上	収入 $\times 5 \%$ + 170 万円

表 2 所得控除（条件に合わせて控除額が足されていく）

控除の種類	金額	内容
基礎控除	38 万円	だれでも
配偶者控除	38 万円	配偶者に収入がなければ
扶養控除	38 万円	子供・高齢者など 1 人につき
社会保険料控除	60 万円	年金等の保険料分非課税
生命保険料控除	10 万円	生命保険等の保険料分非課税

*その他のにも様々な控除あり。扶養控除は廃止予定。

<2>課税対象所得に累進課税方式で課税し納税額が決定します。その際，超累進課税方式で課税します・・・表 3

表 3 所得税・住民税税率

課税対象所得	所得税率	住民税率	所得税+住民税
195 万以下	5 %	市区町村民	1 5 %
195 万～330 万以下	1 0 %	6 %	2 0 %
330 万～695 万以下	2 0 %	都道府県民	3 0 %
695 万～900 万以下	2 3 %	4 %	3 3 %
900 万～1,800 万以下	3 3 %	合わせて	4 3 %
1,800 万以上	4 0 %	1 0 %	5 0 %

超累進課税のイメージ

195 万 $\times 15 \%$ 330 万 $\times 20 \%$ 695 万 $\times 30 \%$

オ 授業概要

< 1 > 理想の税制を考える (所得税を中心に)

- 【1】サイコロを振り職業・年収を決定し、班で協力して、様々なパターンで支払う税額を計算する。
- 【2】様々な税制での計算した結果をもとに、理想の税制とは何か、自分にとって大切にすることも何かを、班で検討させる。
- 【3】税制度によって、現代社会で起こっている問題を解決することはできないか。考察させる。

< 課題 1 > 様々な税制で計算してみよう！

- | | |
|---|-----------------------------|
| ①現在の税制 | ②累進性の高い1999年以前の税率(最高税率65%)。 |
| ③より累進性の高い税率(最高税率75%) | ④所得控除を廃止する。(現在の税率) |
| ⑤扶養控除を廃止する。(現在の税率) | ⑥一律25%の比例税率。所得控除あり。 |
| ⑦一律25%の比例税率。所得控除なし。 | ⑧夫婦の課税対象所得を合算して課税。 |
| ⑨夫婦の課税対象所得を合算し、扶養家族となる子供がいれば1人1/2人として家族数で割った課税。 | |

< 課題 2 > 解決を考えるテーマ

- A) 少子化 B) 財政赤字 C) 格差社会 D) 地球温暖化 E) 過疎化 F) 高齢化社会

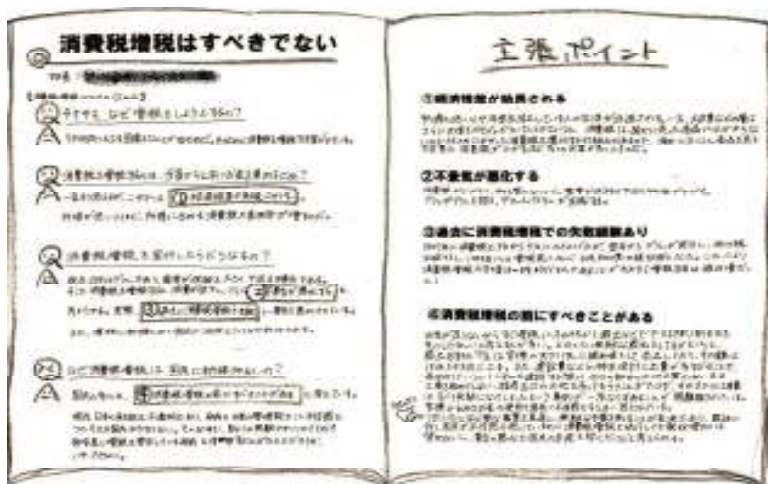
< 2 > 事業仕分けのロールプレイング

- ・ 現行行われた「事業仕分け」を体験し、税の使い道を考える。
- 【1】事業仕分けの概要・導入の背景を確認する。
- 【2】①～④の手順で、厚生労働省のキャリアコンサルタントによるメール相談事業の仕分けを行う。
- 【3】①～④の手順で、科学技術振興機構の日本未来館事業の仕分けを行う。
- ①資料を読み合わせをして、仕分け対象の事業の説明と実際の事業仕分けで話し合われた内容を紹介する。
- ②班ごとに事業存続か経費削減か廃止かを議論させ、班としての結論と理由を考えさせる。
- ③各班の仕分けの結論と理由を黒板に記入。
- ④実際の「事業仕分け」で出された仕分けの結果を紹介する。

< 3 > ディベート (学習のまとめ)

生徒作成資料 (消費税増税反対派グループ作成)

- ・ 学習のまとめとして実施。
- ① 5人1班。40のテーマから8テーマ希望し、マッチしたテーマで2つの班で対戦。
- ② 立論、尋問、反駁、弁論、記録、資料など役割分担。(右資料参照)
- ・ 税に関する関心が高く、3クラス12ディベートの中で税を扱ったグループが4グループあった。40あるテーマの中で、税については3つ程度であったが、非常に希望するグループが多かった。
- ・ 所得税の計算学習での内容を活かし、直接税と間接税の違いも含めた議論が行われた。



カ 考察

次頁に示したアンケートをみても、9割以上の生徒が社会に対する関心が高まり、85%以上の生徒が主権者意識が高まったとしている。このことは生徒の「税が国のあり方を決めていく。」「自分が納税者ということを意識していきたい。」という感想からも読み取ることができる。納税をすることが社会に参画することでもあり、税率をどうするかが国のあり方にも関わることを指摘する感想もある。思考力や判断力を養うのにも適した教材であると思う。税のしくみに興味を持ち、相続税や法人税を自分で調べたり、後に実施したディベートにおいて税の体系を真剣に論じている様子が見えた。税が身近なものであり、社会のあり方を決める重要なもので、自分がその決定を担うという意識を見て取れる。

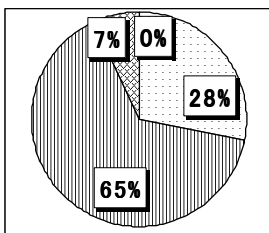


所得税の計算学習の様子

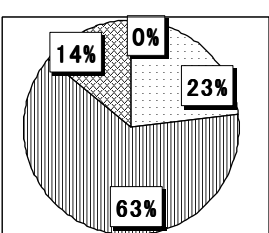
実社会で行われている事業仕分けは無駄の削減であり、授業で行ったのもその追体験である。タイムリーな話題であり、生徒の社会に対する興味・関心や判断力を養うことに効果があると感じた。内容を工夫すれば、政府の在り方や地方分権を考える手法としても有効であると思う。

【生徒アンケート・税の授業により社会参画する力の三要素がいに身についたのか】

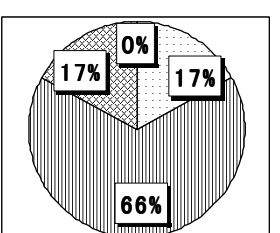
社会に対する関心は高まりましたか。



主権者意識は高まりましたか。



思考力・判断力・表現力の育成になったと思いますか。



- ☐ 大いに高まった(大いになった)
- ☐ 高まった(なった)
- ☐ あまり高まらなかった(あまりならなかった)
- ☐ 高まらなかった(ならなかった)

<所得税の計算と理想の税制>

・現在の日本の平均年収 400 万ちょっとですが、授業で所得にかかる税を計算し扶養控除などを引いたら、税負担が 0 に近くなった時、今までなんとなく見ていたニュースが一気に身近になった。消費税など間接税は別として、私は今まで 収入のあるほとんどの人が税を払っていると思っていたので、すごく驚きました。その一方で年収 1000 万以上の人々の支払う額の多さを見て、高額所得者への印象がちょっと変わりました。

・結婚したり、子供がでたりで課税対象額がかわることを知らなかった。自分が仕事を始めた時どうやって計算されて、自分もきちんと所得税を納めているんだと意識したい。現在の税の方式は良いと思った。所得に合わせてほどよく課税率が設定されているのではないかと。税率の計算のしくみもよくできていると思った。

・財政政策によって国家戦略がわかるということを知りました。まずどのような税制を目指すのかで大きな政府とか小さな政府を目指すことになります。所得税や消費税については、最も国民の関心を集める課題であると思うので、それらの改革によって少子化、過疎化、貧富の差などの問題を解決するために大きな力を持っていると感じました。

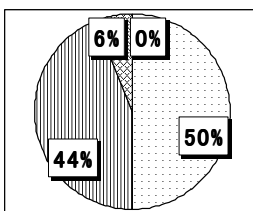
<事業仕分け>

・今回授業で事業仕分けを体験して、本当に必要としているものとそうでないものを判断することはとても難しかった。実際に授業仕分けする人は対象についてよく調べて減らすだけでなく、増強することも考えるべきだと思う。必要なことに必要な費用を出すことが大事であり、歳出カットだけの制度ではないと感じた。事業仕分けを体験して国のことが身近なものに感じ、興味を持てた。

6. まとめ

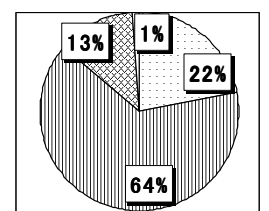
【生徒アンケート結果・政治・経済の授業を受けて】

今選挙権があったら選挙に行きますか。



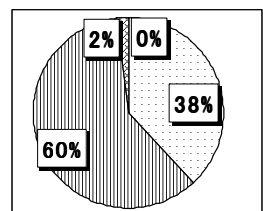
- ☐ 必ず行く
- ☐ できる限り行く
- ☐ 行ければ行く
- ☐ 行く気はない

主権者(政治の主人公)であるという意識はありますか。

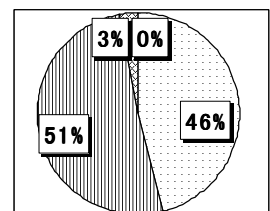


- ☐ 大いに高まった(大いになった)
- ☐ 高まった(なった)
- ☐ あまり高まらなかった(あまりならなかった)
- ☐ 高まらなかった(ならなかった)

思考力・判断力・表現力の育成になったと思いますか。



社会参画する力は育成されましたか。



授業を受けての生徒アンケートを年度当初のものと比べて考察してみると、授業によって社会参画に必要な三要素は育成されたとの結果が出ている。特に主権者意識の向上や選挙への意識の高まりが見て取れ、主題設定で掲げた自分の力で社会を変えることができるという意識に大きな変化みられた。生徒の感想からも、「意識というよりは危機感が生まれた。」「政治家に扇動されないように・・・。」というように自分自身が主体的に社会参画する姿勢を読み取ることができる。

- ・政治について関心を持っていないと、政治家が頭がいいのでうまく扇動されてしまうと思った。
- ・まだ選挙権を持っていないということと日本の政治を学んだものの、政治のことは昔から何も考えていなくて遠い存在であった。しかし、全く知識がない時よりもあきらかに距離も縮まった。
- ・意識が生まれたことは間違いありません。むしろ意識というより危機感が生まれたと言えると思います。新聞などをしっかり読んで、恥かしくない主権者になりたいです。
- ・メディアは、政策の中身よりイメージを伝えることが多い。政党は何を基準に投票してもらいたいのだろうか。政策よりイメージで国民を動かそうとしているように思える。もちろんイメージ戦略すべてを否定するつもりはないが、有権者である僕らがその戦略にのってしまっているように思える。冷静に各党の政策を吟味して投票することこそが真の社会参画する力だと思う。そのためには、なんとなく現代の社会のことはわかっているという姿勢から自分が現代社会についてほとんど知らないことを自覚することに転換することから始めなければならないと考える。

前述の筑波大学の唐木准教授は、社会参画する力を育成する教育は「社会の変化に対応する教育」ではなく「社会の変化を創造する教育」と捉えているが、私は本校の生徒が授業を通して「社

会の変化を自らつくり上げる意識」を持つことができたと感じている。年度の途中から日々新聞の社説の切り抜きを行い、社会に対する興味関心を持ち続け、知識として吸収する生徒も出てきた。また、生徒が自ら授業の枠を超えて活動する様子も見られた。以下が事例である。

- ①生徒が新聞投書欄に政治・選挙・投票について投書を行う。 ②高校生模擬裁判選手権へ出場。
③税の作文への応募、柏市税務署長賞受賞者あり。 ④生徒が学校の所在地である柏市長との懇談会を企画。

①の新聞に投書し掲載された内容は政治のあり方を問うもので自分の意志で行ったものである。④の柏市長との懇談会は、地方自治を学んだ生徒たちが現実の市政を預かる市長に話を聞きたいと自らアポイントを取り、実現にこぎ着けた。また懇談の中で、白井市在住の生徒の一人が柏市と旧沼南町のゴミ処理施設が合併後も別運営（旧沼南町は、鎌ヶ谷市、白井市と共同運営）されていることを調べて、市長に質問をぶつけた。自分の住む市町村が関係する問題に生徒自ら行動する姿勢を感じた。中心となった生徒は、懇談終了後に、自分の力でも何かができることを実感できたと述べていた。授業実践を進める中で、社会における自分の存在意義を認める自己有用感を生徒が持ちはじめ、自ら一步踏み出す様子を授業内外で感じる事ができた。主体的、体験的な学習である参加型学習の実践により、生徒の中に自らが社会の主体であるという意識が生まれ、自らが身につけた思考力、判断力、表現力を生かして、社会参画しようとする姿勢と力が少しずつではあるが芽吹いていることを、私は感じている。

今後の課題としては、二つのことが挙げられる。一つめは、より多くの生徒の主権者意識を行動に変容させることである。授業で行った模擬投票（投票自由・職員室前に投票所設置）での投票率が 50 %であったことから、投票に行こうとする生徒と実際に投票した生徒の差が大きいことがわかる。意識を行動に変えることの難しさを実感した。大きな課題である。模擬投票に関する以下の生徒の感想が意識を行動に変容させる難しさを示している。

・ マニフェスト研究をして投票用紙に自分が最も望ましい政策を選んで書いて準備していたが、結局投票に行かなかった。投票所は1階上げれば良かったただけであるが、この1歩が重要だと思った。

二つめは、授業実践で紹介したロールプレイングやシミュレーションの実践をより効果的にするため、ウェビング、KJ法、ランキングなどブレインストーミング（情報整理型）の手法やポスターセッションなどの手法を取り入れることである。授業をよりうまく工夫して、教師がファシリテーターとして活動するスキルを磨くことをこれからも課題としていきたいと考えている。

7. 終わりに

私は今年度で教職 21 年目となるが、教育困難校と呼ばれていた初任校において授業が成立せず苦しんだ経験がある。そのような状況で自らが取り組んだことの一つにシミュレーションやゲームなど体験的な学習の導入があった。講義調の授業ではやる気をみせない生徒がそれまでと違った姿を示してくれた。そして、現所属校に転任することになったが、ここでも授業で苦しんだ。生徒の知的好奇心を満足させ、生き生きとした表情を見るためにはどうしたらよいかは前任校と同様に悩みとなった。私がそこで取り組んだのがやはり体験的な学習であった。ディベート、討論会、模擬裁判と授業に取り入れていった。今回教科研究という機会をいただき、なぜ参加型学習を行うのか、そこで生徒にどのような力をつけていくのかを、考えることができ、本当に良い機会に恵まれたと感じている。ご指導いただいた千葉県教育委員会の指導課の諸先生方、教科指導員の先生方にこの場を借りて感謝の意を表したい。

参考文献/「子どもの社会参加と社会科教育」唐木清志/「ワークショップ型授業で社会科が変わる」上條晴夫・江間史明/「はじめての法教育Q&A」法教育推進協議会/「中学校の法教育を創る」江口勇治・大倉泰裕/「裁判員トレーニングブック」仲隆・内野真一/「法教育への扉を開く9つの授業」法と教育 大村敦志/「私たちの税金」大蔵財務教会/「税制改革」菊谷正人